

感染症による出席停止の手続きについて

山形県立山形東高等学校長

学校は集団生活の場であり、感染拡大を防ぐため、学校保健安全法第19条に基づき、校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある生徒を出席停止にすることができます。また、学校保健安全法第20条により、学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業（学校閉鎖、学級閉鎖）を行うことができます。

医師に下記の感染症と診断された場合、出席停止となりますので、その旨をただちに担任へ電話報告し、復帰後に「受診報告書」を提出していただきます。「受診報告書」は、保護者が記入してください。

＜「新型コロナウイルス感染症」「インフルエンザ」の簡易キットで陽性反応が出た場合＞

自覚症状がなく陽性反応があった場合には、検査日を発症日として該当する期間出席停止の扱いとなりますが、自覚症状が出た場合には、医療機関を受診してください。

学校での感染拡大を防ぐため、下記の出席停止期間を守るよう十分注意してください。

【学校感染症の種類と出席停止期間の基準】

種	病名	出席停止期間のめやす
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群及び特定鳥インフルエンザ、指定感染症及び新感染症	治癒するまで
第二種	①インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）	①発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	②百日咳	②特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	③麻疹	③解熱後3日を経過するまで
	④流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	④耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	⑤風疹	⑤発疹が消失するまで
	⑥水痘（みずぼうそう）	⑥全ての発疹が痂皮化するまで
	⑦咽頭結膜熱（プール熱）	⑦主要症状消退後2日を経過するまで
	⑧新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）	⑧発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快* した後1日を経過するまで * 「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指す。
	⑨結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	⑨医師が感染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症* * 感染性胃腸炎、溶連菌感染症、手足口病、伝染性紅斑、マイコプラズマ感染症など	医師が感染のおそれがないと認めるまで * その他の感染症については、地域や学校における感染状況によっては、出席停止とならない場合があります。

※ 出席停止の手続きに必要な書類は、学校ホームページ（諸情報＞保健室より）からもダウンロードできます。

校長	教頭		教務課長	年次主任	養護教諭 ⇄ 担任
					<戻り>

取扱注意 R7.4～

感染症による出席停止に伴う受診報告書

<保護者記入欄>

山形県立山形東高等学校長 殿

令和 年 月 日

下記のとおり受診しましたので報告します。

年 組 番 生徒氏名

保護者氏名 (自署)

1 受診年月日（発症日） 令和 年 月 日（令和 年 月 日）

2 医師の所見・診断名

3 医療機関名（担当医師名）

<担任記入欄>

1 出席停止の理由

2 出席停止の期間 令和 年 月 日～ 月 日（ 日間）

<出席停止期間の考え方（例）>

	発症日 (0日目)	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
インフル エンザ	発症	解熱					登校可能	
	発症		解熱				登校可能	
	発症			解熱			登校可能	
	発症				解熱			登校可能

	発症日 (0日目)	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
新型コロナ ウィルス 感染症	発症	症状軽快					登校可能	
	発症		症状軽快				登校可能	
	発症			症状軽快			登校可能	
	発症				症状軽快		登校可能	
	発症					症状軽快		登校可能

*この用紙は、山東高HP、保健室、職員室北側レターケースにあります。